

## 岩手大学科学研究費助成事業等取扱規則

平成27年4月1日 制定

平成28年4月1日 最終改正

### (趣旨)

第1条 この規則は、岩手大学（以下「本学」という。）が科学研究費補助金及び学術研究助成基金助成金（以下「科研費」という。）の取扱いについて、必要な事項を定める。

### (用語の定義)

第2条 この規則において、次の用語の定義は、当該各号の定めるところによる。

- 一 研究者 科研費の公募に申請し、採択された者をいう。
- 二 研究代表者 科研費による研究の遂行をする研究組織を代表し、研究計画のとりまとめを行うとともに、研究の推進に関し責任を持つ研究者をいう。
- 三 研究分担者 科研費による研究を遂行する研究組織に属し、当該研究の一部を担当する研究者をいう。
- 四 研究代表者等 研究代表者及び研究分担者をいう。

### (法令等の遵守)

第3条 研究代表者等は、交付決定を受けた科研費に係る研究の実施にあたっては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）及びこれに基づく法令並びに交付決定等の通知書等に記載された事項（以下「補助条件等」という。）を遵守しなければならない。

### (科研費の管理)

第4条 岩手大学長（以下「学長」という。）は、科研費の直接経費を学長名義の預金口座において保管し、管理するものとする。

- 2 学長は、第1項に定める直接経費の保管・管理のため、収支簿を備え、科研費の受払の都度、記帳しなければならない。
- 3 研究代表者等は、直接経費に関して生じた利息を本学に譲渡するものとする。

### (経理事務等の準拠)

第5条 科研費にかかる契約、旅費、給与等に関する事務の取扱いは、第3条に規定する補助条件等の定めのほか、本学の会計規則等を準用する。

- 2 科研費の経理にあたっては、「預り金」として処理するものとする。

(設備等の寄附)

第6条 研究代表者等は、科研費により設備等を取得したときは、直ちに本学に寄附しなければならない。

2 前項における寄附は、設備等の取得時にあったものとみなす。

3 学長は、研究代表者等が他の研究機関に異動する場合で、第1項により寄附された設備等の返還を求めた場合は、これに応じなければならない。

(間接経費)

第7条 研究代表者等は、交付を受けた間接経費を本学に譲渡するものとする。

2 学長は、研究代表者等が他の研究機関に異動する場合であって、異動する年度に受け入れた科研費の直接経費の残額の30%に相当する額の間接経費を当該研究代表者等に返還するものとする。ただし、本学において間接経費の計画的な執行により当該研究代表者等に返還すべき額を返還することができない場合は、この限りでない。

(証拠書類の保管)

第8条 学長は、科研費の経理に係る関係書類を整理し、科学研究費補助金については科研費の交付を受けた年度終了後5年間、学術研究助成基金助成金については補助事業期間終了後5年間保管するものとする。

(規程の準用)

第9条 国の研究費補助金等のうち、次の各号に掲げるものの経理事務の取扱いについては、この規則を準用する。

- 一 厚生労働科学研究費補助金
- 二 先導的産業技術創出事業
- 三 建設技術研究開発助成制度
- 四 環境研究総合推進費

(雑則)

第10条 この規則に定めるもののほか、科研費の取扱いに関し必要な事項は別に定める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。